

## 7 人権上の配慮について

- (1) 新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染しうる病気であること、また、身体的な理由や様々な理由によって、ワクチンを接種することができない人や接種を望まない人がいることを踏まえ、新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者、医療従事者や社会機能の維持にあたる方及びその家族等に対してだけでなく、ワクチン接種を行わない方に対しても偏見・差別・いじめ・SNS等による誹謗中傷は絶対に行わないよう指導を徹底すること。
- (2) 不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることのないように、正しい情報に基づいた冷静な行動をとるよう指導を徹底すること。
- (3) いじめへの不安や家庭環境の変化等による心理的なストレスを抱える児童生徒の状況を的確に把握し、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー、関係機関による支援に確実につなげる等、児童生徒に適切に対応すること。

## 8 教職員の勤務等について

- (1) 教職員に対する新型コロナワクチン接種について  
希望する教職員のワクチン接種が円滑に進むよう配慮すること。
- (2) 教職員の時差出勤について  
緊急事態宣言下においては、事業者等に対し出勤者数の削減などテレワークの徹底等が要請されているが、府立学校においては、児童生徒の学びの保障のための執行体制確保を前提として、引き続き、教職員の健康に配慮しつつ、時差出勤等を適切に活用する等、可能な範囲で勤務の工夫を図るとともに、職場における感染防止の取組を更に徹底すること。
- (3) 教職員の勤務について  
府民に対し要請されている外出の自粛等について、教職員に徹底するとともに、夜間に勤務する定時制・通信制の教職員を除き、勤務の原則20時以降の抑制に向けて取り組むこと。

### 【外出の自粛等】

#### (特措法第45条第1項)

- ・日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛すること。特に、20時以降の不要不急の外出を自粛すること。
- ・外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること。
- ・感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること。
- ・不要不急の都道府県間、感染拡大地域への移動は、極力控えること。
- ・路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動は行わないこと。

#### (特措法第24条第9項)

- ・医療機関・高齢者施設等における面会は自粛すること。
- ・発熱等の症状がある人は、出勤、登校や社会活動の参加を控えること。

- ・ワクチン接種の有無にかかわらず、正しいマスクの着用、手洗い、消毒などの基本的な感染防止対策を徹底すること。
- ・同居者の感染が判明し、濃厚接触が疑われる場合は、原則全員14日間自宅待機すること。
- ・公共交通期間を利用する場合、車内で会話を控えること。
- ・職場等において、体調に不安のある従業員に対する休みやすい環境づくりを推進すること。

また、「新型コロナウイルス感染に係る教職員の感染予防・防止対策等の徹底について（令和3年4月2日付け2教企第104号の32）」で示した取組事項（飲食時における「きょうとマナー」の徹底・確認等）を引き続き徹底すること。

#### (4) 教職員の感染疑いがある場合等の報告について

所属職員に対して、休みやすい環境づくりを含め、体調が良くない者は休務するよう徹底するとともに、週休日・休日も含め、次のとおり体調の確認や報告を徹底すること。

##### 【体調の確認や報告の徹底】

- 1 毎朝、体温測定を行うなど体調を確認し、発熱等の風邪症状がある場合には、遅滞なく管理職に報告すること。また、自身が濃厚接触者とされた場合やPCR検査を受けることが分かった場合も同様であること。
- 2 同居親族に同様の症状がある場合についても、自身の体調変化に十分注意すること。
- 3 校内の陽性者が判明した場合には、管理職が行う陽性者との接触状況に係る調査において、接触状況は校内・校外を問わず管理職に申告するほか、接触の不安のある場合も管理職に相談するなど、学校における感染拡大防止の措置のために行う調査に協力するよう徹底すること。

#### (5) 会議等における感染防止について

会議等に新型コロナウイルス感染症の患者が出席していた場合、同席者が接触者に特定され、結果として、学校体制が確保できず、長期の学校休業を実施せざるを得ないなど、学校運営に大きな支障を来す場合がある。

ついては、令和3年4月22日付け教職員企画課長事務連絡「会議等における新型コロナウイルス感染症の感染防止について」に添付した資料も参考にし、会議等を行う場合の感染防止を徹底すること。

## 9 その他の

上記の内容は、今後の感染状況に応じて変更することがある。

#### ※関係通知文

- ・「小学校、中学校及び高等学校等における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について」(令和3年8月23日付け3教保第818号教育長通知)
- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」(令和3年8月20日付け3教保第813号教育長通知)
- ・「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大を踏まえた府立学校の対応について」(令和3年8月19日付け学校危機管理監事務連絡)
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る府立学校の対応について」(令和3年8月11日付け3教総第473号教育長通知)
- ・「府立学校の部活動における感染防止対策について」(令和3年6月25日付け保健体育課長・高校教育課長・特別支援教育課長事務連絡)
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る府立学校の対応について」(令和3年6月18日付け3教総第385号教育長通知)
- ・「「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2021.4.28 Ver.6)」の一部修正について」(令和3年5月31日付け3教保第537号教育長通知)
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒・教職員の感染予防・防止対策等の徹底について」(令和3年5月19日付け3教総第314号教育長通知)
- ・「「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2021.4.28 Ver.6)」の一部追記について」(令和3年5月18日付け3教保第463号教育長通知)
- ・「「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について」(令和3年4月28日付け3教保第398号教育長通知)
- ・「会議等における新型コロナウイルス感染症の感染防止について」(令和3年4月22日付け教職員企画課長事務連絡)
- ・「新型コロナウイルス感染に係る教職員の感染予防・防止対策等の徹底について」(令和3年4月2日付け2教企第104号の32教育長通知)
- ・「コロナ禍における体育、保健体育の教師用指導資料について」(令和3年3月30日付け3教保第260号教育長通知)
- ・「新型コロナウイルス感染症感染防止に係る体育・保健体育授業及び運動部活動の留意事項の更新について」(令和2年9月10日付け保健体育課長事務連絡)

担当	総務企画課（本通知及びその他の事項） 教職員企画課（教職員の服務及び健康管理） 学校教育課（小中学校に関すること） 特別支援教育課（特別支援学校に関すること） 高校教育課（高等学校に関すること） 保健体育課（児童生徒の健康管理、部活動に関すること） 社会教育課（PTAに関すること）	075-414-5751 075-414-5813 075-414-5831 075-414-5834 075-414-5846 075-414-5861 075-414-5882
----	---	--

3教総第512号  
令和3年8月31日

各府立学校長 様

京都府教育委員会  
教育長 橋本 幸三

府立学校における児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインについて（通知）

標記の件について、別紙のとおりガイドラインを定めましたので通知します。

本ガイドラインは、令和3年8月26日付け3教総第502号通知で別途通知するとしていた臨時休業の範囲や条件について、特に緊急事態宣言対象地域等に指定された状況下で、かつ保健所の業務が逼迫している地域において、学校における濃厚接触者等の特定や臨時休業の判断等に当たっての考え方をとりまとめたものです。

については、今後、各学校において、地域の感染状況等に応じて適切に対応してください。

担当	総務企画課 教職員企画課 保健体育課	075-414-5751 075-414-5813 075-414-5861
----	--------------------------	--



# 府立学校における児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（令和3年8月31日版）

京都府教育委員会

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合に、地域の感染状況や保健所の業務の状況等を踏まえ、迅速に対応するため、平常時から学校と保健所が連携をとり、初動体制について、あらかじめ整理しておくことが重要です。

本ガイドラインでは、特に緊急事態宣言対象地域等に指定された状況下で、かつ保健所の業務が逼迫している地域において、学校における濃厚接触者等の特定や臨時休業の判断等に当たっての考え方を取りまとめました。各学校において、地域の感染状況等に応じて適切に対応してください。

なお、濃厚接触者等の特定等への協力に関する具体的な手続きについては、「感染拡大地域における濃厚接触者の特定等の協力について」（令和3年6月17日付文部科学省事務連絡）を参照してください。

## 1. 学校で感染者が確認された場合の対応

学校で児童生徒等や教職員の感染者が確認された場合は、校長は、感染した児童生徒等について出席停止の措置をとるほか、感染者が教職員である場合は、病気休暇等の取得や在宅勤務、職務専念義務の免除等により出勤させないようにしてください。

また、児童生徒等や教職員が濃厚接触者と判定された場合にも、同様の措置をとつてください。

## 2. 濃厚接触者等の特定について

児童生徒等や教職員の感染が判明した場合に、感染者本人への行動履歴等のヒアリングや濃厚接触者等の特定等のための調査は、通常、保健所が行いますが、地域の感染状況等に応じて学校は、保健所が示す一定の基準に基づく濃厚接触者やその周辺の検査対象者となる者（以下「濃厚接触者等」という）の特定のため、校内の濃厚接触者等の候補者リストの作成に協力することが必要な場合があります。学校は、府教育委員会や学校医と、事前に保健所との協力体制について可能な限り相談をしてください。

### ＜濃厚接触者等の候補の考え方＞

校内の濃厚接触者等の候補の範囲は、感染者の感染可能期間（発症2日前（無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前）から退院又は療養解除の基準を満たすまでの期間）のうち当該感染者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間において以下の①又は②いずれかに該当する児童生徒等及び教職員とします。

#### ①濃厚接触者等の候補

- ・感染者と同居（寮等において感染者と同室の場合を含む）又は長時間の接触があつ

た者

- ・適切な感染防護なしに感染者を介護していた者
- ・感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接触れた可能性の高い者（1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する場合がある）
- ・手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なし（※）で、感染者と15分以上の接触があった者（例えば、感染者と会話していた者）

※必要な感染予防策については、マスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態ではなかったかについても確認する。

## ②濃厚接触者周辺の検査対象となる者の候補

- ・感染者からの物理的な距離が近い、又は物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者等（感染者と同一の学級の児童生徒等）
- ・大声を出す活動、呼気が激しくなるような運動を共にした者等（感染者と同一の部活動に所属する児童生徒等）
- ・感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者等（感染者と同一の寮等で生活する児童生徒等）
- ・その他、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者等

※学校において上記①②の候補の速やかな特定が困難な場合は、判明した感染者が  
1.人でも、感染状況によっては、原則として当該感染者が属する学級等の全ての者を検査対象の候補とすることが考えられる。

## 3. 出席停止の措置及び臨時休業の判断について

学校において感染者が発生した場合に、学校の全部または一部の臨時休業を行う必要性については、通常、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて府教育委員会が判断することとなります。学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は本ガイドラインに示された臨時休業を行う範囲や条件をもとに適切に対応していきます。

### <臨時休業の範囲や条件>

学校で家庭内感染ではない感染者が発生したときなど、学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、当該感染者等を出席停止とともに、学校医等と相談し、以下のとおり臨時休業を行います。

まず、濃厚接触者等の特定及びその検査結果が判明し全体像が把握できるまでの期間、及び校舎内の清掃消毒等に要する期間（全体として概ね数日～1週間程度）、臨時休業を行います。なお、ばく露から発症まで、最大14日、多くは5日と長いこと、既に感染が顕在化した時点で、臨時休業を行ったとしても感染の拡大がさらに広がる可能性があることに留意してください。

その上で、把握された全体像の状況によって、感染が拡大している可能性がある場

合においては、次の必要な対策として学級あるいは学年・学校単位の臨時休業を行います。

※ 以下に示した臨時休業の考え方は、原則であり、休業の必要性が生じた場合は学校と府教育委員会が協議の上、府教育委員会が決定する。

なお、保健所との連携が速やかにできる場合は、以下の考え方と異なる対応をとることもある。

また、臨時休業の考え方を含め本ガイドラインについては、今後の感染の状況等を踏まえ、必要な見直しをしていくものとする。

### 【学級閉鎖】

○以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。

①同一の学級において複数の感染者（注）が判明した場合

②感染者（注）が1名であっても、同一の学級において未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合

③1名の感染者（注）が判明し、同一の学級において複数の濃厚接触者が存在する場合

④その他、府教育委員会で必要と判断した場合

○学級閉鎖の期間としては、5～7日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。

○講座内で感染が広がっている可能性が高い場合は、講座を構成する学級を閉鎖することがある。

### 【学年・学部閉鎖】

○複数の学級を閉鎖するなど、学年・学部内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年・学部閉鎖を実施する。

### 【学校全体の臨時休業】

○複数の学年・学部を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

（注） 学級閉鎖を検討する「感染者」とは、学級内に濃厚接触者等（「濃厚接触者の候補」及び「濃厚接触者周辺の検査対象となる者の候補」を含む）が存在する者を指す。

なお、感染経路が特定されており、感染可能期間（発症2日前（無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前））に登校しておらず、学級内に濃厚接触者等が明らかに存在しないと判断される者は、学級あるいは学年・学校単位の臨時休業を検討する対象者としない。



3教総第534号  
令和3年9月9日

各府立学校長様

京都府教育委員会  
教育長 橋本 幸三

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた府立学校の対応について  
(通知)

新型コロナウイルス感染症について、今夏の全国的な感染者の急拡大以降、現在は新規陽性者数は減少傾向にあるものの、依然として高水準にあります。8月の府立学校の児童生徒についても、これまでにない数の陽性者報告がありました。

この間、感染力の強いデルタ株に置き換わりが進み、最近の特徴として、感染経路が不明な事例が増えるとともに、部活動における生徒間の感染事例も複数報告されています。

こうした現下の感染状況を踏まえ、引き続き感染防止対策を徹底していく必要があることから、9月30日（木）までの期間、下記に留意の上、適切な対応をお願いします。

なお、今後の感染状況により対応を変更する場合は、別途通知します。

記

## 1 通学及び校時の設定について

各学校の通学実態や地域の感染状況を踏まえ、通学時や校内での密を避けたり、校内での滞在時間を減らしたりするなどの工夫を行うこと。例えば、次のような対応が考えられる。

- (例)・公共交通機関が混雑する時間帯を避けて登下校できるように、授業時間を短縮するなどして始業時間を遅らせたり、下校時間を早めたりする。
- ・登下校時の校門付近や通学路等の混雑を避けるため、学年別の時差登校等の工夫を行う。
- ・校内での密を避けるため、学年別に滞在時間帯をずらすなどの工夫を行う。
- ・校内での滞在時間を減らすため、午前又は午後ののみの授業とする日を設ける。

## 2 学校教育活動の制限について

- (1) 授業（教科・科目、総合的な探究の時間、総合的な学習の時間及び自立活動）のみ実施することとし、それ以外の活動（文化祭・体育祭やクラブ活動などの特別活動、部活動及びP T A活動等）は行わないこと。ただし、次の活動及び指導は、感染防止対策を徹底した上で実施を可とする。

ア ロングホームルーム及びショートホームルーム

イ 卒業年次生の進路に係る説明会、補習（休業日は除く）、個別指導及び模擬試験

### (休業日は除く)

- ウ 追認考査に係る指導、資格・検定試験に係る指導等、この期間に行うことがやむを得ないと判断できる指導
  - エ 緊急を要する指導
  - オ 部活動のうち以下に該当する活動
    - (ア) 公式な全国・近畿大会及びそれらに繋がる大会・発表会等への参加
    - (イ) 上記大会に参加する生徒の大会初日の4週間前からの活動（校内での2時間以内の活動に限る）
  - カ 学校説明会（参加人数制限、参加者把握、在校生不参加、部活動体験不可）
- (2) 「感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動」（「学校における新型コロナウィルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28Ver.6(2021.5.28一部修正)以下「衛生管理マニュアル」という。）」P54）は行わないこと。
- (3) 学校外の者が参加して行われる授業（発表会、公開授業、交流授業等）は実施しないこと。ただし、外部講師による授業は実施を可とする。
- (4) 校外での教育活動は実施しないこと。ただし、日常の授業で使用している近隣の施設等については校内と見なす。
- (5) 宿泊を伴う教育活動は実施しないこと。

### **3 臨時休業について**

感染者の発生状況や濃厚接触等による自宅待機児童生徒の数などにより、学校の全部又は一部（学級単位・学年単位・学部単位）を臨時休業とする場合がある。  
なお、臨時休業の範囲や条件については、令和3年8月31日付け3教総第512号によるものとする。

### **4 オンラインを活用した学習について**

濃厚接触等による自宅待機児童生徒の増加や臨時休業を想定し、オンラインを活用した学習が実施できるようにすること。

- （例）・濃厚接触等による自宅待機生徒に対して授業の様子を配信したり、授業を録画して送付したりする。
- ・授業内容の解説動画を作成し配信する。
- ・課題の配布・回収・解説・質疑をオンラインで行う。
- ・同時双方向のオンライン授業を行う。

### **5 感染防止対策の徹底等について**

#### **(1) 感染症対策の一層の強化**

- ア マスクの着用や3密の回避、手洗いの励行など、基本的な感染症対策を徹底すること。なお、熱中症などの健康被害の発生する恐れが高くなる時期であり、マスクの着用については、衛生管理マニュアルP46で示すように適切に指導すること。
- イ 食事は向かい合わずに静かにとること、食後は速やかにマスクを着用すること、下校途中等に飲食しないことを繰り返し指導すること。
- ウ 不要不急の外出や友人等との会食を避け、感染拡大防止の意識を強く持って行動

するよう指導すること。

エ 児童生徒に発熱等の風邪の症状等がある場合は、登校させないことを徹底すること。同居の家族に同様の症状等がある場合は、登校させないことをあらかじめ説明し、遵守させること。この場合、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置をとることとなる。

オ 児童生徒や保護者との面談においては、アクリル板等で飛沫を遮へいした上でマスクを着用するなど、感染防止対策を徹底すること。

### (2) 保護者への連絡体制

学校から保護者に一斉連絡が必要な場合や、休日に緊急連絡が必要な場合、万一臨時休業になった場合を想定し、確実に連絡が取れる手段と体制を確立すること。

### (3) 新型コロナワクチン接種について

ア 各自治体において12歳以上の児童生徒への接種券の配付が始まっていることから、ワクチン接種の感染予防の効果と副反応のリスク等、正しい知識に基づいた上で、接種を検討するように指導すること。なお、16歳未満の児童生徒へ予防接種を行うに当たっては保護者の同意が必要であること。

イ 新型コロナワクチンの接種を受ける又は受けないことによって、差別やいじめなどが起きることのないよう指導すること。

## 6 特別支援学校独自に必要となる対応について

### (1) スクールバス

過密化を回避し、環境衛生を良好に保つとともに、運行時はこまめな換気を実施すること。

### (2) 給食

食事の前後の手洗いの徹底、席の配置の工夫、大声での会話を控える、食事後の歓談時におけるマスクの着用などの対応を行うこと。

また、教職員が児童生徒の食事の介助等を行う場合は、マスクを着用するとともに、介助中は自身の喫食をしないなどの感染防止対策を徹底すること。

### (3) 職場実習等

延期又は中止とすること。ただし、高等部卒業年次生の就労に関わる実習については、実施時期や方法等を検討の上、実施する場合は、受け入れ先の企業と生徒・保護者等の職場実習の実施の意向を確認し、三者間で合意を得た上で、感染防止対策を徹底すること。

### (4) 医療的ケア等を必要とする児童生徒

医療的ケアを必要とする児童生徒等及び基礎疾患等により重症化するリスクが高い児童生徒等の登校については、地域の感染状況等を踏まえ、主治医や保護者等と連携を密にし、個別に判断すること。

### (5) 寄宿舎

寄宿舎での活動における3密を避け、手洗いや咳エチケットの徹底、消毒設備の設置、多数の者が触れる場所の定期的な消毒、定期的な換気、マスクの着用などにより、環境衛生管理を徹底すること。

居室について、2人以上の共用としている場合は、十分な距離をとり、間に仕切りをするなどとともに、咳エチケット徹底と近距離での大声での会話を避けること。

児童生徒の朝夕の検温等の健康観察を行うなど、健康管理を徹底すること。

#### (6) その他

部活動以外の教育活動における学級・学年・学部間の交流等はできる限り避けること。

### 7 人権上の配慮について

- (1) 新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染しうる病気であること、また、身体的な理由や様々な理由によって、ワクチンを接種することができない人や接種を望まない人がいることを踏まえ、新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者、医療従事者や社会機能の維持にあたる方及びその家族等に対してだけでなく、ワクチン接種を行わない方に対しても偏見・差別・いじめ・SNS等による誹謗中傷は絶対に行わないよう指導を徹底すること。
- (2) 不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることのないように、正しい情報に基づいた冷静な行動をとるよう指導を徹底すること。
- (3) いじめへの不安や家庭環境の変化等による心理的なストレスを抱える児童生徒の状況を的確に把握し、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー、関係機関による支援に確実につなげる等、児童生徒に適切に対応すること。

### 8 教職員の勤務等について

#### (1) 教職員に対する新型コロナワクチン接種について

希望する教職員のワクチン接種が円滑に進むよう配慮すること。

#### (2) 教職員の時差出勤について

緊急事態宣言下においては、事業者等に対し出勤者数の削減などテレワークの徹底等が要請されているが、府立学校においては、児童生徒の学びの保障のための執行体制確保を前提として、引き続き、教職員の健康に配慮しつつ、時差出勤等を適切に活用する等、可能な範囲で勤務の工夫を図るとともに、職場における感染防止の取組を更に徹底すること。

#### (3) 教職員の勤務について

府民に対し要請されている外出の自粛等について、教職員に徹底するとともに、夜間に勤務する定時制・通信制の教職員を除き、勤務の原則20時以降の抑制に向けて取り組むこと。

#### 【外出の自粛等】

##### (特措法第45条第1項)

- ・日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛すること。特に、20時以降の不要不急の外出を自粛すること。
- ・外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること。
- ・感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること。
- ・不要不急の都道府県間、感染拡大地域への移動は、極力控えること。
- ・路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動は行わないこと。

(特措法第24条第9項)

- ・医療機関・高齢者施設等における面会は自粛すること。
- ・発熱等の症状がある人は、出勤、登校や社会活動の参加を控えること。
- ・ワクチン接種の有無にかかわらず、正しいマスクの着用、手洗い、消毒などの基本的な感染防止対策を徹底すること。
- ・同居者の感染が判明し、濃厚接触が疑われる場合は、原則全員14日間自宅待機すること。
- ・公共交通期間を利用する場合、車内で会話を控えること。
- ・職場等において、体調に不安のある従業員に対する休みやすい環境づくりを推進すること。

また、「新型コロナウイルス感染に係る教職員の感染予防・防止対策等の徹底について（令和3年4月2日付け2教企第104号の32）」で示した取組事項（飲食時における「きょうとマナー」の徹底・確認等）を引き続き徹底すること。

(4) 教職員の感染疑いがある場合等の報告について

所属職員に対して、休みやすい環境づくりを含め、体調が良くない者は休務するよう徹底するとともに、週休日・休日も含め、次のとおり体調の確認や報告を徹底すること。

**【体調の確認や報告の徹底】**

- 1 毎朝、体温測定を行うなど体調を確認し、発熱等の風邪症状がある場合には、遅滞なく管理職に報告すること。また、自身が濃厚接触者とされた場合やPCR検査を受けることが分かった場合も同様であること。
- 2 同居親族に同様の症状がある場合についても、自身の体調変化に十分注意すること。
- 3 校内の陽性者が判明した場合には、管理職が行う陽性者との接触状況に係る調査において、接触状況は校内・校外を問わず管理職に申告するほか、接触の不安のある場合も管理職に相談するなど、学校における感染拡大防止の措置のために行う調査に協力するよう徹底すること。

(5) 会議等における感染防止について

会議等に新型コロナウイルス感染症の患者が出席していた場合、同席者が接触者に特定され、結果として、学校体制が確保できず、長期の学校休業を実施せざるを得ないなど、学校運営に大きな支障を来す場合がある。

については、令和3年4月22日付け教職員企画課長事務連絡「会議等における新型コロナウイルス感染症の感染防止について」に添付した資料も参考にし、会議等を行う場合の感染防止を徹底すること。

**9 その他**

上記の内容は、今後の感染状況に応じて変更することがある。

#### ※関係通知文

- ・「府立学校における児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインについて」(令和3年8月31日付け3教総第512号教育長通知)
- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」(令和3年8月26日付け3教保第830号教育長通知)
- ・「小学校、中学校及び高等学校等における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について」(令和3年8月23日付け3教保第818号教育長通知)
- ・「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大を踏まえた府立学校の対応について」(令和3年8月19日付け学校危機管理監事務連絡)
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る府立学校の対応について」(令和3年8月11日付け3教総第473号教育長通知)
- ・「府立学校の部活動における感染防止対策について」(令和3年6月25日付け保健体育課長・高校教育課長・特別支援教育課長事務連絡)
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る府立学校の対応について」(令和3年6月18日付け3教総第385号教育長通知)
- ・「「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2021.4.28 Ver.6)」の一部修正について」(令和3年5月31日付け3教保第537号教育長通知)
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒・教職員の感染予防・防止対策等の徹底について」(令和3年5月19日付け3教総第314号教育長通知)
- ・「「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2021.4.28 Ver.6)」の一部追記について」(令和3年5月18日付け3教保第463号教育長通知)
- ・「「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について」(令和3年4月28日付け3教保第398号教育長通知)
- ・「会議等における新型コロナウイルス感染症の感染防止について」(令和3年4月22日付け教職員企画課長事務連絡)
- ・「新型コロナウイルス感染に係る教職員の感染予防・防止対策等の徹底について」(令和3年4月2日付け2教企第104号の32教育長通知)
- ・「コロナ禍における体育、保健体育の教師用指導資料について」(令和3年3月30日付け3教保第260号教育長通知)
- ・「新型コロナウイルス感染症感染防止に係る体育・保健体育授業及び運動部活動の留意事項の更新について」(令和2年9月10日付け保健体育課長事務連絡)

担当	総務企画課 (本通知及びその他の事項) 教職員企画課 (教職員の服務及び健康管理) 学校教育課 (小中学校に関すること) 特別支援教育課 (特別支援学校に関すること) 高校教育課 (高等学校に関すること) 保健体育課 (児童生徒の健康管理、部活動に関すること) 社会教育課 (P T Aに関すること)	075-414-5751 075-414-5813 075-414-5831 075-414-5834 075-414-5846 075-414-5861 075-414-5882
----	--	--